

世田谷区食品ロス削減推進計画

素案

世田谷区

令和3年11月

目次

はじめに	1
第1章 食品ロス削減推進計画の基本的事項	2
1-1 : 計画策定の目的	2
1-2 : 計画の位置付け	2
1-3 : 計画期間	2
第2章 食品ロスについて	3
2-1 : 食品ロスの定義	3
2-2 : 食品ロスの原因	3
2-3 : 食品ロスがもたらす環境への影響	4
2-4 : 世界・日本・東京都の食品ロスの現状	4
2-5 : 世田谷区の食品ロスの現状	5
第3章 基本理念と目標設定	7
3-1 : 食品ロス削減推進計画の基本理念	7
3-2 : 食品ロス削減推進計画で設定する目標	8
第4章 目標達成に向けた取り組み	9
4-1 : 目標達成に向けた取り組みの方向性	9
4-2 : 食品ロスの削減に向けた基本方針と区が展開する施策	9
区民の役割	11
事業者の役割	14
行政の役割	17
4-3 : 食品ロスに関する意識・実態調査の結果(一部抜粋)	19
第5章 計画の推進体制及び進行管理	20
5-1 : 計画の推進体制	20
5-2 : 計画の進行管理 PDCA	21

はじめに

調整中

第1章 食品ロス削減推進計画の基本的事項

1-1. 計画策定の目的

食品ロスは、単に食品の無駄という身近な問題であるだけでなく、地球規模での気候変動や水問題、貧困や飢餓問題などに大きく関係しています。したがって、食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持つことがとても大切です。日本国内においても、食品の生産から加工、調理、消費までの各過程において発生している食品ロスが問題となっており、2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律^{※1}」が制定されています。世田谷区においては、区内の家庭と事業所から発生する食品ロスの1年間の量は約27,300t^{※2}と推計され、廃棄物の減量とともに環境や社会問題の解決のため、区として喫緊に取り組むべき大きな課題です。

本計画では、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、互いにコミュニケーションをとりながら食品ロスの削減に取り組むことを目的として策定します。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針^{※3}」に基づき策定し、SDGsゴール12（「つくる責任 つかう責任」）を参考に、食品ロスの削減に向けた区の目標や方針等を定めるものです。

また、本計画を、区の廃棄物処理やごみ減量に関する施策の方向性を示した「世田谷区一般廃棄物処理基本計画^{※4}」における施策のひとつとして位置付けるとともに、区の基本的な方針を定める「世田谷区基本計画^{※5}」や「世田谷区新実施計画（後期）^{※6}」などの各種計画とも調和を図るものとします。

1-3. 計画期間

本計画の対象期間は、2022年（令和4年）から2030年（令和12年）の9年とします^{※7}。SDGsや「循環型社会形成推進基本計画^{※8}」、「東京都食品ロス削減推進計画^{※9}」において目標年の1つとして定める2030年（令和12年）に向けて施策を実施し、進捗管理、施策の見直しを行っていきます。なお、計画期間における中間点である2026年（令和8年）に中間の見直しを行います。

【表1】食品ロス削減推進計画期間

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		R32
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		2050
世田谷区食品ロス削減推進計画	食品ロス削減推進計画									新たな計画			
					中間見直し								

※1 食品ロスの削減の推進に関する法律：用語説明(1)P●

※2 毎年実施している「家庭ごみ組成分析調査」（令和2年度は新型コロナウイルス感染症により中止）および東京都が対象としている「外食産業」「食品卸売業」「食品小売業」「食品製造業」について、経済センサスにおける区内事業所数の都内における割合を乗じて算出

※3 食品ロスの削減の推進に関する基本方針：用語説明(2)P●

※4 世田谷区一般廃棄物処理基本計画：用語説明(3)P●

※5 世田谷区基本計画：用語説明(4)P●

※6 世田谷区新実施計画(後期)：用語説明(5)P●

※7 将来的に「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」との統合を検討する

※8 循環型社会形成推進基本計画：用語説明(6)P●

※9 東京都食品ロス削減推進計画：用語説明(7)P●

第2章 食品ロスについて

2-1. 食品ロスの定義

「食品廃棄物」は、本来食べられるもの(可食部分)と、元々食べることができない調理時に出る野菜の芯や魚の骨など(非可食部分)に分けられます。

「食品ロス」は、「食品廃棄物」のうち、まだ食べられるもの(可食部分)を言います。そこで、本計画においては、『『食べること』を目的に生産、加工、調理され、本来食べることができるにも関わらず、人の口に入らずに捨てられてしまっているすべての食品』を「食品ロス」と取り扱います。

本計画では、区民に身近な食品ロスに重点を置き、食品ロスそのものの削減と、そもそも食品ロスを発生させない発生抑制を優先して取り組むものとしします。また、発生抑制を進めても発生する余った食品や不要となった食品については廃棄せず、食品として有効活用することを働きかけます。これら取り組みを進めてもなお発生する食品廃棄物については、リサイクル等の促進に努めていきます。

【表2】本計画における食品ロス定義一覧表

※国(基本方針)を参考に作成

	分類		例	主な削減取組み方針
食品廃棄物	可食部分 (食品ロス) ※本来食べられる食品	家庭系	○未使用・未開封食品 } ○消費・賞味期限切れ } 直接廃棄 ○食べ残し ○過剰除去	発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 食品の有効活用 (フードドライブなど)
		事業系	本来商品として生産・製造されたにもかかわらず廃棄されてしまう食品 ○売れ残り ○返品 ○消費・賞味期限切れ ○規格外の食品・商品 ○客の食べ残し ○作りすぎ ○過剰除去	発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(リサイクル) (たい肥化や飼料・肥料化、メタン化等の促進)
	非可食部分 ※元々食べられない食品	家庭系	○調理くず(野菜の芯、卵の殻、魚の骨等)	再生利用(リサイクル) (たい肥化・飼料・肥料化等の促進)
		事業系	元々商品価値がなく、販売できない部位 ○食品加工残渣(商品製造時のくず、廃食用油等) ○調理くず(野菜の芯、卵の殻、魚の骨等)	再使用(リユース) 再生利用(リサイクル) (たい肥化や飼料・肥料化、メタン化等の促進)

食品廃棄物について、可食部分(食品ロス)と非可食部分との違いやそれぞれの削減方法について区民や事業者にわかりやすく伝えていきます。

2-2. 食品ロスの原因

環境省の報告によると、食品ロスは家庭においては食べ残しや食材の過剰除去などの調理くず、消費・賞味期限切れ(直接廃棄)などにより発生しています。

また、食品製造業では製造工程のロスや返品などが原因となり、食品卸売・小売業では、返品や納品期限切れ、売れ残り、破損品などが、外食産業では客の食べ残しや調理時のロスなどが食品ロスの原因となっています^{※1}。

※1 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、食品ロスの主な発生要因として、食品製造・卸売・小売業では、「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では、「作りすぎ」、「食べ残し」等を挙げている。また、家庭系食品ロスについては、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」を主な発生要因として挙げている。

2-3. 食品ロスがもたらす環境への影響

食品ロスは様々な面で環境へ負荷をかけており、一例をあげると次の通りとなります。

【食品ロスによる環境負荷の一例】

- ・食品ロスの廃棄(運搬や焼却など)に膨大なエネルギーが必要となる。
- ・食料の生産や運搬、加工に使用されたすべてのエネルギーが無駄になる。
- ・食料の生産に使用された水・肥料・土地(農地)が無駄になる。
- ・食品の生産、加工、運搬、廃棄の各活動によってCO₂が排出される。

世界で発生する食品ロスに関連したCO₂排出量は年間36億トンと推計され、人為起源の温室効果ガス(CO₂、メタンなど)総排出量の8~10%に相当します。このことから、食品ロスの増加は地球温暖化を進める要因の1つであると言えます。

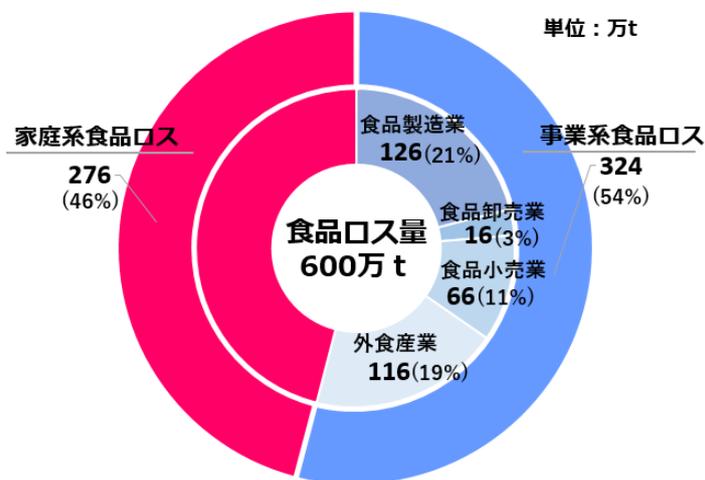
2-4. 世界・日本・東京都の食品ロスの現状

現在、FAO^{※1}は「経済価値にして、生産された食料のおよそ14%が損失している」とし、国連環境計画^{※2}は全食糧供給量(約53億トン)の17%にあたる9億3100万トンが廃棄されていると発表しました。

農林水産省によると、2018年度の日本全体の食品ロス量は約600万トンと公表され、その内訳は、家庭系から276万トン、事業系から324万トンとされています。

食品ロス量は家庭系、事業系とも3年連続で減少傾向にあり、2017年度(612万トン)から約2%減少しています。

【図1】日本国内における食品ロス量(2018年)



出典：農林水産省

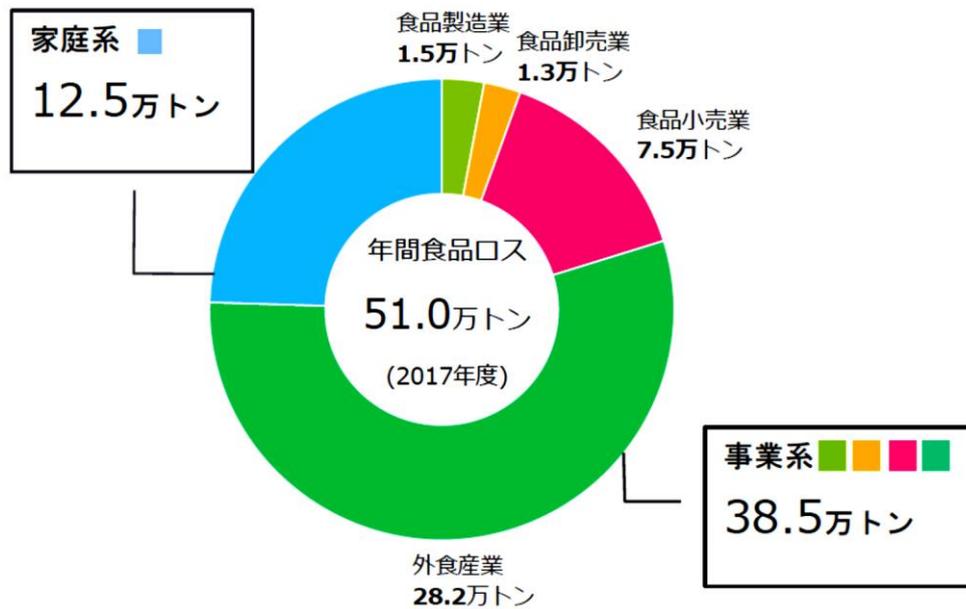
東京都食品ロス削減推進計画によると、都内の食品ロス量は年間約51万トン(平成2017年度)と推計されています。内訳は事業系が38.5万トン、家庭系が12.5万トンと事業系が75.5%を占めています。その中でも特に外食産業の割合が高く、事業系食品ロス38.5万トンのうち、28.2万トンと73.2%を占めています。

東京都は、現在約1,400万人が暮らしていることに加え、経済の中心であり、多くの飲食店もあるなど、日々たくさんの方が訪れています。結果として、都民の生活スタイルや膨大な消費により、食品ロスを大量に排出しているという現状があります。

※1 FAO：用語説明(8)P●

※2 国連環境計画：用語説明(9)P●

【図2】 都内における食品ロス量(2017年)



出典：東京都「東京都食品ロス削減推進計画」

2-5. 世田谷区の食品ロスの現状

「2-1. 食品ロスの定義」において、本計画では食品ロスを『『食べること』を目的に生産、加工、調理され、本来食べられるにも関わらず、人の口に入らずに捨てられてしまっているすべての食品』としました。家庭から発生する食品ロスの量については、毎年実施している「家庭ごみの組成分析調査」における可燃ごみ中の「未使用・未開封食品」と「食べ残し」という2つの項目により推計しています。そのため、本計画でも、可燃ごみ全体における「直接廃棄（未使用・未開封食品）」と「食べ残し」の割合から食品ロス量を推計するものとします。

2019年度実施の組成分析調査によると、「直接廃棄（未開封・未使用食品）」と「食べ残し」を合わせると、可燃ごみ全体(162,532t)の約8.3% (13,490トン)と推計されます。あくまでサンプルからの推計であり、毎年の推計値にも誤差があることから、過去5年間の推計値を平均することとします。直近の5年間(2014年度～2019年度^{※1})の平均は10,100トンとなります。

一方、事業系の食品ロス量は、東京都が発表している事業系食品ロス量38.5万トン(2017年度)をもとに、都内における世田谷区の事業者数^{※2}の割合より、17,200トンと推計しています。区内の家庭と事業所から排出される食品ロスは合わせて27,300トンとなります。すべての食品ロスを区が収集、運搬、処理すると仮定すると約16億2千万円^{※3}の経費がかかることとなります。

※1:平成28年度は食べ残しのデータがないため、平成28年度を除いた平成26年度～令和元年度までの5年間の推計値とする

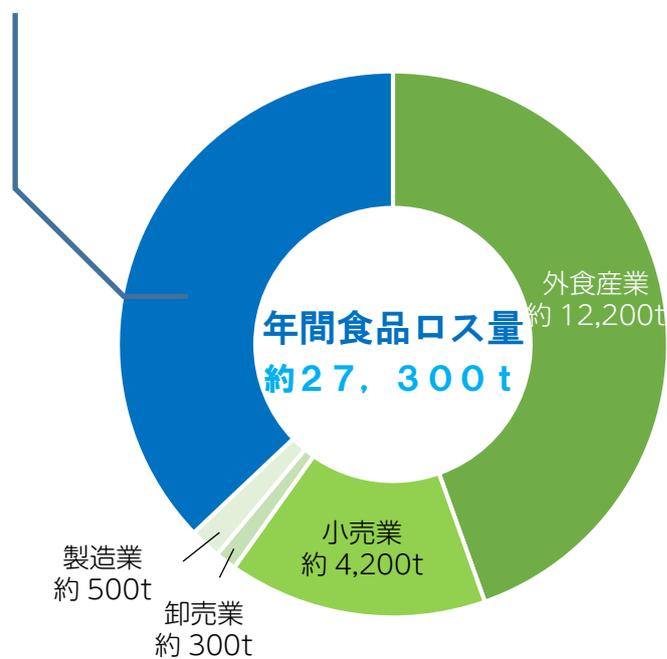
※2:平成28年度経済センサスより

※3:令和元年度ごみ処理単価により算出。(27,300t×59,000円/t=16億1千万)

【図3】区内の年間食品ロス量

家庭からの食品ロス量
約10,100t (37.0%)
※2014年度~2019年度平均

事業系食品ロス量
17,200t (63.0%)
※2017年度



第3章 基本理念と目標設定

3-1. 食品ロス削減推進計画の基本理念

食べ物を大切にして、食品ロスを出さないことで環境への負荷を減らし、将来に渡って幸せな生活を営むことができる社会の実現をめざします

食事は、私たち人間の生命維持に無くてはならないものであると同時に、家族や友人などとの人間関係も良好にし、生活を豊かにするなど、暮らしにおいてとても重要なものです。しかし、世界では8億4000万人^{※1}もの人が日々満足に食事をできていない状況に置かれており、現在の地球では、食料は非常に貴重なものとなっています。すべての食品は、元は命を宿しており、その生命をいただいて私たちは生きているため、たくさんの食料が廃棄されていることについて、今一度深く考える必要があります。

食品ロスの問題は、食品という貴重な資源が廃棄されていることだけではなく、第2章で述べたように、生産から消費まであらゆる段階におけるエネルギーや水の消費、温室効果ガス(CO₂)排出等により、地球環境へ負荷を与えているという側面もあります。環境への負荷を低減し、将来の世代が豊かな生活を送りつづけることができるようにするには、一人ひとりが様々な現状に目を向け、日常生活の中で食品ロスの問題に取り組むことが重要です。食品ロスの削減は、未来に向けた大切な取り組みです。

世田谷区では、現在約94万人が暮らしており、買い物や調理、食事を通して、日々食品と関わっています。加えて、その生活を支え、彩を与えてくれる魅力的な飲食店や小売店も、区内には数多くあります。そのため、世田谷区が食品ロスの削減に取り組むことには大きな意義があります。

以上のことから、食べ物を大切にする意識や廃棄物を減らす意識をもって、食品ロスを発生させることなく、大人も子どももみんなが必要な食事をとることができる、幸せな生活を営むことができる社会の実現を目指すことを本計画の基本理念とします。

※1: FAO (国際連合食糧農業機関) による推計値

3-2. 食品ロス削減推進計画で設定する目標

本計画期間における目標は次のとおりとします。

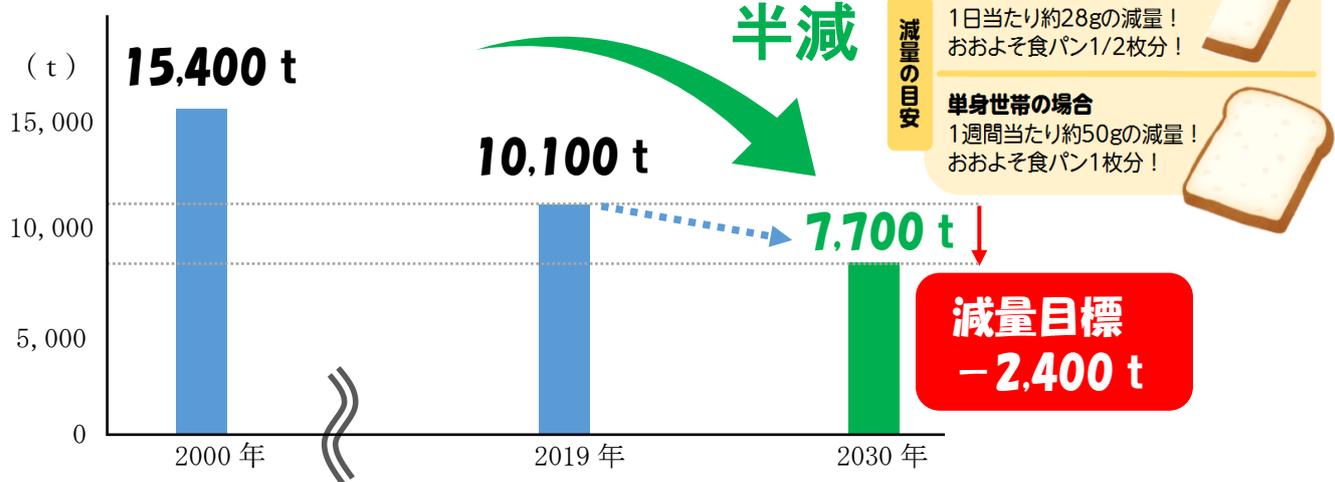
①食品ロス(可食部分)
2030年までに家庭及び事業所から出る食品ロスの量を2000年比で半減します。

【削減目標量】※2019年度推計量からの削減量

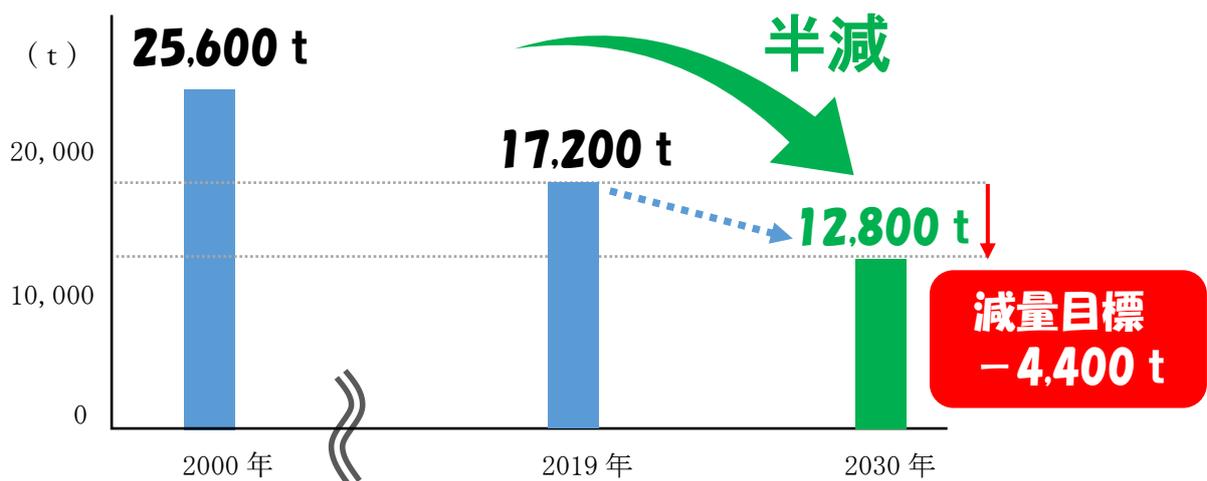
家庭系	食品ロス削減量	2,400 t	
事業系	食品ロス削減量	4,400 t	合計約6,800 tの削減

	2000年	2019年	2030年目標
家庭系食品ロス量	15,400 t	10,100 t	7,700 t
事業系食品ロス量	25,600 t	17,200 t	12,800 t

【図5】家庭系食品ロス量と削減目標



【図6】事業系食品ロス量と削減目標



②食品廃棄物(非可食部分)

区民・事業者の取り組みを促し、食品廃棄物のリサイクル率を向上させ、将来的に削減をめざします^{※1}。

食品リサイクル法により、業種毎にリサイクル率達成目標が定められています。この目標を達成できるように各主体の取り組みを促進していきます^{※2}。

※1 ※将来的に②食品廃棄物(非可食部分)を定量的な目標とするため、今後食品廃棄物量(非可食部分)やリサイクル量の正確な把握に努めていきます。

※2 令和2年度実績より、食品リサイクル法に基づく定期報告が区市町村別に公表されることから、区内における食品廃棄物の多量排出者(年間100t以上)の食品廃棄物リサイクル率について毎年確認していきます。

第4章 目標達成に向けた取り組み

4-1. 目標達成に向けた取り組みの方向性

世田谷区では2020年3月に中間見直しを実施した「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」において「循環型社会」を形成するために「環境に配慮した持続可能な社会の実現」を基本理念として、様々なごみ減量施策に取り組んでいます。この中では、発生抑制(リデュース)を最も優先順位の高い取り組みとして挙げ、生産・流通・消費に関わる区民・事業者のすべてが「もの」との付き合い方を見直し、不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促すとしています。

本計画で削減をめざす「食品ロス」についても発生抑制を第一として取り組むこととします。食品ロスをなくすことは、すなわち「環境に配慮した持続可能な社会の実現」への確かな一歩となります。

具体的には、家庭や飲食店での発生抑制、特に調理時や食事における食品ロスを直接的・効果的に減らす取り組みを進めます。加えて、小売店における販売機会逸失によって発生する食品ロスの削減をはじめ、業種を問わず食品ロスの発生抑制を働き掛けていきます。

また、食品ロスの問題を単なる食べ物の無駄と捉えるのではなく、地球温暖化や貧困、飢餓といった問題とも結びついていることを意識して解決に取り組むということが大切です。

持続可能な社会の実現のために世界全体で取り組むべき目標として掲げられた「SDGs」には食品ロスに関連する内容が多くあります。本計画でも各主体間や取り上げる課題に関する相互の関連性を分かりやすいようにSDGsのターゲットや考え方を取り入れて、取り組んでいきます。

4-2. 食品ロスの削減に向けた取り組み方針と区が展開する施策

食品ロスの削減に向け、最も大切なことは、日々“食”に向きあう区民一人一人や個々の事業者が食品ロスの削減の必要性を理解し、日常生活や事業活動の中でできることから行動することです。

区民は、食品ロス問題の現状を理解し、日々の生活で“もったいない”を意識し、社会全体で食品ロスを削減できるように行動するよう努める必要があります。その行動を促進するため、食品ロス問題の理解を深めるための普及啓発を強化をし、日々の行動において具体的なアクションを起こせるような施策を展開していきます。

事業者は、食品ロスの現状を理解した上で、日々の事業活動において、食品ロスや食品廃棄物の削減に努める必要があります。事業者の主体的な行動を促すため、食品ロス削減の必要性を啓発しながら、例えば、自社や自店舗で生じる食品ロスについて現状(いつ、何が、どの位)を把握し、削減取り組みのきっかけとして活用してもらうための調査支援や、食品ロス削減、食品リサイクルに関連した好事例の紹介等の施策を進めていきます。

本計画では、次ページの体系図のとおり、区民・事業者・行政が行う取り組みを示します。そして、区ではそれぞれの取り組み方針に基づき、具体的な行動を促進する施策を展開していきます。

目標
2030年食品ロス半減
(2000年比)

目標の達成に向けた体系	取り組み方針	取り組み内容及び行動例	区が展開する施策	指標(例)
区民の役割	1 食品ロス問題の現状を理解します	1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます 行動例 ◆食品ロスに関するニュースに耳を傾けます。◆食品ロスに関するイベントに参加します。 2 食品ロスを削減するために自らができることを考えます 行動例 ◆学校で学んだ食品ロス削減の工夫を家族や仲間と一緒に実践します。	1 食品ロスに関する情報発信の充実 2 SNSを活用した情報発信・啓発 3 食品ロス削減啓発イベントの実施 4 地域と連携した普及啓発 1 食品ロス削減に関する教育 2 コロナ禍等、社会情勢に応じた食品ロス削減の啓発	●資源・ごみ分別アプリ 登録者数 ●食品ロス削減メニュー レシピ数
	2 日々の生活で“もったいない”を意識し、社会全体で食品ロスを削減できるよう行動します	1 食品ロスを削減するためにできることを日頃の生活から実践します 行動例 ◆買い過ぎない、作り過ぎない、残さないを習慣にします。◆食べ切れる量を調理するようにします。 2 飲食店・小売店と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます 行動例 ◆外食時は食べきることを心掛け、残した場合は持ち帰りが可能かどうかお店に聞きます。 3 食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店などを応援します 行動例 ◆せたがやエコフレンドリーショップを利用します。	1 食品ロス削減の工夫をまとめた冊子・ホームページの作成 1 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり 1 商店街との連携による食品ロス削減の啓発 2 食品ロス削減に取り組む店舗の周知	●削減PR冊子 配布数 ●「せたがやエコフレンドリーショップ」 認知度
事業者の役割	3 食品ロス問題の現状を理解します	1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます 行動例 ◆食品ロス削減研修プログラムに基づき従業員教育を実施します。 2 自分たちの取り組みを区民に情報提供します 行動例 ◆自分たちの取り組みを自社のHPで紹介します。◆事業所内で食品ロス削減のポスターを掲示します。 3 国や都が実施する食品ロス削減運動に協力します 行動例 ◆「てまえどり」運動に参加します。◆食品ロス削減ロゴ「ろずのん」を活用します。	1 食品ロスに関する情報発信の充実 2 オフィス内における食品ロス削減支援 1 民間事業者の取り組み事例に関する情報の収集及び周知 1 国や都が実施する食品ロス削減運動の紹介	●食品ロス削減運動協力 店舗数 ●民間事業者の好事例の 紹介数
	4 日々の事業活動から排出される食品廃棄物の削減に努めます	1 他事業者や行政等と連携します 行動例 ◆他の食品関連事業者と、食品ロス削減の工夫について情報交換を行います。 2 利用者と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます 行動例 ◆区民に持ち帰りができることを積極的に伝えます。◆区民にバラ売りができることを積極的に伝えます。 3 事業活動に伴う食品廃棄物の削減に努めるとともに、適切に再生利用を行います 行動例 ◆自社(自店舗)から排出される食品廃棄物の現状を把握するため、調査を行います。	1 食品ロス削減ネットワークの構築 2 民間事業者との連携の充実 1 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり 2 「せたがやエコフレンドリーショップ」制度の普及促進 1 食品廃棄物削減の促進 2 事業者間の食品ロス削減に向けた連携促進 3 食品リサイクルの推進	●「せたがやエコフレンドリーショップ」登録 店舗数
行政の役割	5 区民・事業者・行政それぞれが主体的に行動できるような環境づくりを進めます	1 区民や事業者への情報発信を充実させます 2 行政自らが食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組めます 3 食品ロス削減事業を充実させます	1 様々な媒体を活用した情報発信の充実 2 イベントにおける情報発信 1 食品ロス削減に向けた意識の醸成と取り組みの推進 2 区役所・学校の食品ロス・食品廃棄物の有効利用 1 フードドライブ事業の充実 2 食品ロス削減啓発事業の充実	●SNS (twitter、 Facebook) における情報 発信の回数
	6 民間企業の技術や活力等を活用して、区民・事業者の取り組みを支援します。	1 官・民・学で連携を進めます 2 民間企業や団体の先進的な取り組みを活用します	1 食品ロス削減ネットワークの構築 ※再掲 2 民間事業者との連携の充実 ※再掲 3 大学との連携による食品ロス削減の取り組み 1 新たなプラットフォームの検討 2 スマートフォンアプリの活用	

PDCAを定期的に行い、目標達成に向けて行動します。

関連するSDGsの個別目標



区民の役割

取り組み方針 1 食品ロス問題の現状を理解します

取り組み内容 1-1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます

行動例

- ・食品ロスに関するニュースに耳を傾けます。
- ・食品ロスに関するイベントに参加します。

施策 1-1-1 食品ロスに関する情報発信の充実

具体的事業（例）

- ・広報紙、リーフレット等での食品ロス問題の周知・啓発
- ・区ホームページのリニューアル
- ・資源・ごみ分別アプリを活用した情報発信

施策 1-1-2 SNS を活用した情報発信・啓発

具体的事業（例）

- ・Twitter、Facebook 等の SNS の活用
- ・Youtube での動画配信（新規）

施策 1-1-3 食品ロス削減啓発イベントの実施

具体的事業（例）

- ・食品ロス削減啓発イベントの実施（拡充）

施策 1-1-4 地域と連携した普及啓発

具体的事業（例）

- ・地域イベントにおける普及啓発
- ・ごみ減量・リサイクル推進委員会等におけるフードドライブの実施 *

*関係所管：各まちづくりセンター

取り組み内容 1-2 食品ロスを削減するために自らができることを考えます

行動例

- ・学校で学んだ食品ロス削減の工夫を家族や仲間と一緒に実践します。

施策 1-2-1	食品ロス削減に関する教育
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・小学校等での環境学習における食品ロス問題の周知及び取り組みの促進（拡充） ・区の食育講座等、食育事業の普及啓発 *1 ・学校を中心とした食育事業の普及・啓発 *2 ・食品ロス出前講座の実施（新規） ・環境ポスターコンクールにおける食品ロス削減に関連した作品の募集 	

*1 関係所管：世田谷保健所健康推進課

*2 関係所管：教育指導課

施策 1-2-2	コロナ禍等、社会情勢に応じた食品ロス削減に向けた啓発
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減レシピの紹介（新規） 	

取り組み方針 2 日々の生活で“もったいない”を意識し、社会全体で食品ロスを削減できるよう行動します

取り組み内容 2-1 食品ロスを削減するためにできることを日頃の生活から実践します

行動例

- ・買い過ぎない、作り過ぎない、残さないを習慣にします。
- ・残っている食品を活用し、食べ切れる量を調理するようにします。

施策 2-1-1	食品ロス削減の工夫をまとめた冊子・ホームページの作成
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「世田谷区食品ロス削減アクション」の作成・周知（新規） ・家庭や日常生活でできる食品ロス削減の工夫の紹介 ・食品ロス削減レシピの紹介（新規）※再掲 	

取り組み内容 2-2 飲食店・小売店と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます

行動例

- ・ 外食時は食べきることを心掛け、残した場合は持ち帰りが可能かどうかお店に聞きます。

施策 2-2-1 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり

具体的事業（例）

- ・ 飲食店、小売店における食品ロス削減啓発用POP・ポスターの作成（新規）
- ・ 「世田谷区食品ロス削減アクション」の作成・周知（新規）※再掲

取り組み内容 2-3 食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店などを応援します

行動例

- ・ せたがやエコフレンドリーショップを利用します。

施策 2-3-1 商店街との連携による食品ロス削減の啓発

具体的事業（例）

- ・ 「せたがやエコフレンドリーショップ」における商店街との連携（新規）*
- ・ 登録店スタンプラリーの実施（新規）

* 関係所管：産業連携交流推進課

施策 2-3-2 食品ロス削減に取り組む店舗の周知

具体的事業（例）

- ・ 「せたがやエコフレンドリーショップ」広報用チラシの作成

事業者の役割

取り組み方針3 食品ロス問題の現状を理解します

取り組み内容3-1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます

行動例

- ・食品ロス削減研修プログラムに基づき従業員教育を実施します。

施策3-1-1	食品ロスに関する情報発信の充実
具体的事業（例）	
・食品ロス問題の周知・啓発 ※再掲	

施策3-1-2	オフィス内における食品ロス削減支援
具体的事業（例）	
・食品ロス削減研修プログラムの提供（新規）	

取り組み内容3-2 自分たちの取り組みを区民に情報提供します

行動例

- ・自分たちの取り組みを、自社のホームページで紹介します。
- ・事業所内で食品ロス削減のポスターを掲示します。

施策3-2-1	民間事業者の取り組み事例に関する情報の収集及び周知
具体的事業（例）	
・民間企業の取り組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介（新規）	
・事業用大規模建築物への排出指導における食品ロス削減策の提供	

取り組み内容3-3 国や都が実施する食品ロス削減運動に協力します

行動例

- ・「てまえどり」運動に参加します。
- ・食品ロス削減国民運動ロゴマーク「ろすのん」を活用します。

施策3-3-1	国や都が実施する食品ロス削減運動の紹介
具体的事業（例）	
・国や都の食品ロス削減運動に関する情報収集及びホームページでの紹介（新規）	

取り組み方針 4 日々の事業活動から排出される食品廃棄物の削減に努めます

取り組み内容 4-1 他事業者や行政等と連携します

行動例

- ・他の食品関連事業者と、食品ロス削減の工夫について情報交換を行います。

施策 4-1-1	食品ロス削減ネットワークの構築
具体的事業（例）	
・世田谷区 2 R 推進会議における食品ロス削減推進部会の開催（新規）	

施策 4-1-2	民間事業者との連携の充実
具体的事業（例）	
・民間企業の取り組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介（新規）※再掲	
・事業者との食品ロスに関する連携協定の締結（新規）	
・民間企業と連携したフードドライブの実施	
・「せたがやエコフレンドリーショップ」へのせたがや Pay の導入検討 *	

*関係所管：産業連携交流推進課

取り組み内容 4-2 利用者と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます

行動例

- ・区民（お客様）に持ち帰りができることを積極的に伝えます。
- ・区民（お客様）にバラ売りや量り売りができることを積極的に伝えます。

施策 4-2-1	店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり
具体的事業（例）	
・飲食店、小売店における食品ロス削減啓発用 POP・ポスターの作成（新規）※再掲	
・店舗ごとの食品ロス削減の取り組みが目に見えるようなグッズ作成（新規）	

施策 4-2-2	「せたがやエコフレンドリーショップ」制度の普及促進
具体的事業（例）	
・「せたがやエコフレンドリーショップ」登録店舗募集チラシの配布	
・「せたがやエコフレンドリーショップ」登録店舗にドギーバッグを提供	

取り組み内容 4-3 事業活動に伴う食品廃棄物の削減に努めるとともに、適切に再生利用を行います

行動例

- ・ 自社（自店舗）から排出される食品廃棄物の現状を把握するため、調査を行います。

施策 4-3-1	食品廃棄物削減の促進
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none">・ 自社（自店舗）の食品廃棄物の内訳を把握するための調査支援に向けたモデル店舗による実証実験（新規）・ マニュアルによる自社食品廃棄物内訳調査実施（新規）・ 事業用大規模建築物への排出指導による食品廃棄物削減の促進・ 民間企業の取り組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介（新規）※再掲・ 食品廃棄物 3 R 推進アドバイザーの派遣（新規）	
施策 4-3-2	事業者間の食品ロス削減に向けた連携促進
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none">・ 事業者間の食品ロス削減に向けたマッチング事業（新規）	
施策 4-3-3	食品リサイクルの推進
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none">・ 事業用大規模建築物への排出指導による食品リサイクルの推進・ 食品廃棄物 3 R 推進アドバイザーの派遣（新規） ※再掲	

行政の役割

取り組み方針 5 区民・事業者・行政それぞれが主体的に行動できる環境づくりを進めます

取り組み内容 5-1 区民や事業者への情報発信を充実させます

施策 5-1-1	様々な媒体を活用した情報発信の充実
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none">・食品ロス問題の周知・啓発※再掲・家庭や日常生活でできる食品ロス削減の工夫を紹介※再掲・Twitter、Facebook 等の SNS の活用 ※再掲・Youtube での動画配信（新規） ※再掲・事業所内でできる食品ロス削減の工夫の紹介※再掲	
施策 5-1-2	イベントにおける情報発信
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none">・パネル展示の実施・地域イベントにおける普及啓発※再掲	

取り組み内容 5-2 行政自らが食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組みます

施策 5-2-1	食品ロス削減に向けた意識の醸成と取り組みの推進
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none">・食品ロス削減にむけた庁内啓発・職員向け食品ロス削減研修の実施（新規）	
施策 5-2-2	区役所・学校の食品ロス・食品廃棄物の有効利用
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none">・学校給食残渣の有効利用・防災備蓄品の有効利用	

取り組み内容 5-3 食品ロス削減事業を充実させます

施策 5-3-1	フードドライブ事業の充実
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none">・フードドライブ常設窓口の拡充（拡充）・民間企業と連携したフードドライブの実施 ※再掲・社会福祉協議会との食の支援にかかる連携強化（子ども食堂やフードパントリー事業など福祉の取り組み）*	

*生活福祉課

施策 5-3-2	食品ロス削減啓発事業の充実
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減啓発イベントの実施（拡充）※再掲 ・食品ロスの出前講座を実施（新規）※再掲 ・職員向け食品ロス削減研修の実施（新規）※再掲 	

取り組み方針 6 民間企業の技術や活力等を活用して、区民・事業者の取り組みを支援します。

取り組み内容 6-1 官・民・学で連携を進めます

施策 6-1-1	食品ロス削減ネットワークの構築 ※再掲
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区 2 R 推進会議における食品ロス削減推進部会の開催（拡充）※再掲 	

施策 6-1-2	民間事業者との連携の充実 ※再掲
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の取り組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介（新規）※再掲 ・事業者との食品ロスに関する連携協定の締結（新規）※再掲 ・民間企業と連携したフードドライブの実施 ※再掲 ・「せたがやエコフレンドリーショップ」へのせたがや Pay の導入検討※再掲 * 	

*関係所管：産業連携交流推進課

施策 6-1-3	大学との連携による食品ロス削減の取り組み
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・大学の持つ専門性や地域資源を活かした食品ロス削減の取り組み 	

取り組み内容 6-2 民間企業や団体の先進的な取り組みを活用します

施策 6-2-1	新たなプラットフォームの検討
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が持つプラットフォームを活用した食品ロス削減手法の検討（新規） 	

施策 6-2-2	スマートフォンアプリの活用
具体的事業（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・フードシェアリングアプリの利用促進（新規） 	

4-3. 食品ロスに関する意識・実態調査の結果（一部抜粋）

下記図表は、2020年12月に実施した「食品ロスに関する区民及び事業者意識・実態調査」において、食品ロスを減らすための取組みに関する各アンケート項目の結果を抜粋したものです。

今後、継続してアンケート調査を実施することで、区民や事業者の行動と意識の変化を数字で確認していきます。

【区民意識調査】

項目	令和2年度 回答
手を付けずに食品を捨てることはほとんどない。	24.7%
冷蔵庫の中身を確認してから買い物をしている。	59.8%
賞味期限や消費期限に注意して食べ忘れないようにしている。	60.1%
料理は残さず食べるようにしている。	63.3%
賞味期限と消費期限の違いをはっきりと知っている。	77.7%

【事業者意識調査】

項目	令和2年度 回答
小売店において、賞味・消費期限が近い商品について値引き販売を実施している割合。	50.0%
飲食店において、食べきりサイズや小盛サイズのメニューを設定している店舗の割合	61.7%
飲食店において、食べ残し料理を持ち帰ることができる店舗の割合	68.1%

第5章 計画の推進体制及び進行管理

5-1. 計画の推進体制

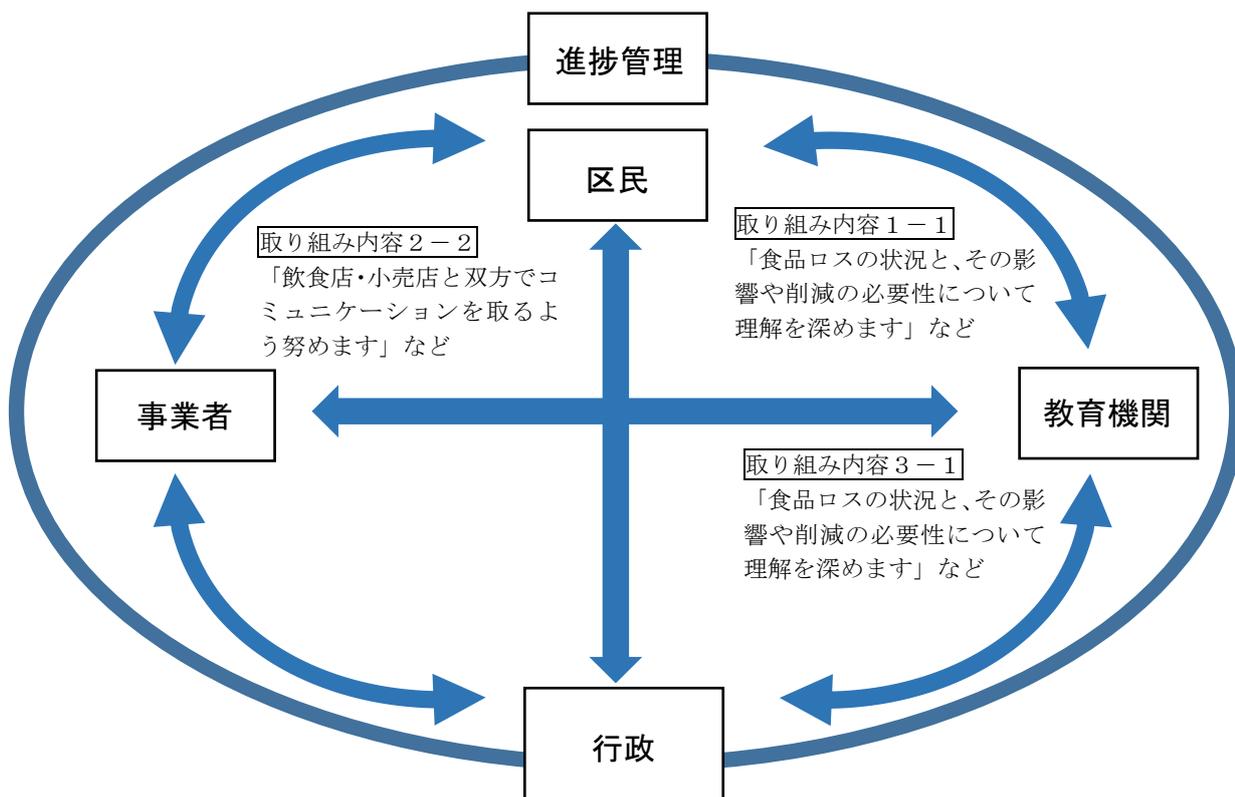
(1) 計画全体

本計画は、2030年の目標達成をめざし、区民、事業者、大学などの教育機関、行政など、区に関わるすべての個人、団体、組織がパートナーシップを構築して推進していきます。

その中で、区は、計画全体の進捗管理を行い、食品ロス量や定期的実施する区民・事業者意識調査の結果などを開示して、目標の達成度や区民・事業者の行動、意識変化を広く周知するとともに、これらを共有することにより、区民や事業者などの取り組みを継続して促していきます。

また、区民同士、事業者同士、区民と事業者などが連携できる機会を創出し、将来的には行政を介さずに、それぞれの主体が自発的にWinWinの関係を構築し、各種事業が複合的に展開していくことを理想とします。

【図6】 計画推進体制



(2) 区庁内連携

計画策定後の施策展開において、関係各所管と定期的に施策の進捗状況や目標達成度について情報共有をしていきます。併せて、各所管が取り組む事業や専門的な知識、さまざまな関係性といったものも含めて区の共有ツールとして活用し、食品ロスの削減に効果的につながるよう連携していきます。また、例えば、生活困窮世帯支援等の福祉的取組みなどで、フードドライブに提供された食品が活用されるなど、今後は、食品ロスそのものの削減にとどまらない各所管における主体的な取組みにつなげていきます。

【図 7】 主な庁内関係所管組織体系図



(3) 自治体間連携

2019年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立したように、食品ロスはすべての自治体における問題となっています。首都圏に位置する当区においては、他の22区はもちろん、包括協定^{※1}を締結している川崎市をはじめ、廃棄物分野など交流のある他の自治体の取組みを注視するとともに、食品ロス削減に関する情報の共有や取組みの連携などに努めていきます。

5-2. 計画の進行管理 PDCA

本計画に掲げる目標の達成に向けて、区民・事業者・区は、計画・実行・点検評価・見直しのPDCAサイクルに基づき、定期的に点検評価を実施し、計画の継続的な改善を図ります。その間の取組みや成果、目標の達成度について、点検評価します。

なお、社会の情勢や国、都の施策と調和を図りながら、計画の10年ごとの見直し、必要に応じ5年での中間見直しを実施することとします。

※:2014年、「川崎市と世田谷区との連携・協力に関する包括協定の締結

資料編 第1章 食品ロスの動向

1. 世界の動向

これまで世界全体の食品ロスについて、「毎年世界の食料生産量の1/3(約13億トン)が廃棄されている」とされてきました。

現在、FAOは「経済価値にして、生産された食料のおよそ14%が損失している」とし、国連環境計画は全食糧供給量(約53億トン)の17%にあたる9億3100万トンが廃棄されていると発表しました。この中で、これまで先進国特有の問題と捉えられてきたが食品ロスは、発展途上国も含めた問題であると指摘しています。

2015年に国連で「持続可能な開発目標(以下SDGs)」が採択され、2030年までに達成を目指す17の目標が設定されました。食品ロスに関しては、目標12「つくる責任 つかう責任」で2030年までに半減するものとされています。

また、国際連合食糧農業機関(FAO)や国連開発計画(UNEP)などの世界の各機関でも食品ロスに強い関心を向け、その削減の取り組みを始めています。

2. 国の動向

国は、SDGsも踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画^{※1}」(平成30年6月閣議決定)、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針^{※2}」(令和元年7月公表)において、共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。さらに、2019年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方自治体、国民、事業者などの各主体の責務が明記され、国民運動として食品ロス削減に取り組むこととされました。

3. 東京都の動向

東京都は2019年に「ゼロエミッション東京戦略^{※3}」を策定し、食品ロスについて、2050年までに発生量を実質ゼロとし、2030年は、2000年度比で食品ロス発生量を半減する目標を設定しました。加えて、2020年3月には「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。

4. 世田谷区の動向

2013年に策定された「世田谷区基本構想」では、九つのビジョンをまとめています。そのビジョンの一つである「環境に配慮したまちをつくる」では、地球環境の問題を意識するために「ごみを抑制」することを挙げています。食品ロスの削減についてもこの一貫として「エコフレンドリーショップ事業」や「小学生のお買い物体験事業」、「フードドライブ事業」に取り組んできました。

これからは、本計画を策定し、体系的な施策の実施により、食品ロス削減の取り組みをさらに進めていくこととなります。

※1 第四次循環型社会形成推進基本計画：用語説明(10)P●

※2 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針：用語説明(11)P●

※3 ゼロエミッション東京戦略：用語説明(12)P●

資料編 第2章 区を取り巻く状況

1. 人口、産業、社会・生活の動向

(1)人口

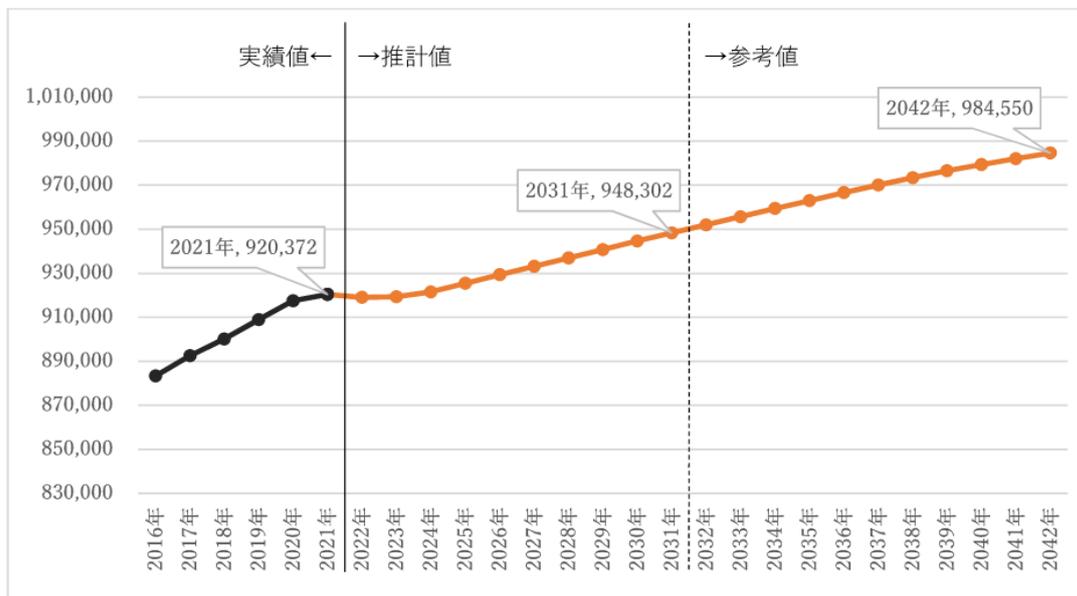
世田谷区の人口は、2021年4月1日現在920,471人で、23区で最大の人口規模となっています。全国に20都市ある政令市と比較しても、14位の堺市(82万人)より多く、人口密度は政令市で1位の大阪市(12,209人/k㎡)を大きく上回る16,259人/k㎡となっています。

また、世帯数も491,879世帯と50万世帯に迫っています。世帯当たりの平均人数は2人を下回り、単身世帯が多いことが特徴と言えます。国勢調査(2015年)の結果でも単身世帯の割合が49.9%と出ており、全国平均の34.5%を大きく上回っています。区内には大学が多数^{※1}あり、学生も多く居住していることも要因と考えられます。

人口構成としては、20歳代が減少している反面、高齢者(65歳以上)の割合が1995年の13.4%から2015年には21.6%と上昇しておりますが、同時期の全国割合(14.6%から26.6%)と比較すると上昇幅は小さいと言えます。

2021年7月に将来人口推計を実施し、2031年に95万人に達すると推計しています^{※2}。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により転出人口が超過となり、人口は一時減少傾向となった時期もあるなど、今後に関しては不透明な部分もありますが、2042年までの長期的な視点では人口は増加するものと予想されます。(2032年以降は参考値)

【図8】世田谷区人口推計(2021年)



	実績値	推計値		参考値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)
総人口	920,372	929,287	948,302	966,579	982,084

※1 区内には12大学15キャンパスがある。

※2 令和3年7月に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を加味して再推計を実施した。

(2) 産業

「平成28年経済センサス―活動調査」によると、2016年6月1日現在の世田谷区の事業所数は、27,034事業所で従事者数は262,689人となっています。

世田谷区の農地は81.34haと23区で二番目の面積があり、都市農業の役割を有する一方で、一次産業、二次産業合わせても事業者数の1割に満たず、残りの9割を三次産業が占めているのが当区の産業構造の特徴と言えます。業種別で最も割合が高いのが「卸売業、小売業」で、「宿泊業、飲食サービス業」が続き、この2業種で全業種の4割を占めています。このように「卸売業・小売業」や「宿泊業・飲食サービス業」の割合が高いことから、区民生活に密着した事業所が多く立地していることが分かります。

区内には129の商店街があり、鉄道駅周辺を中心にいわゆる商業集積地を形成しています。特に下北沢や三軒茶屋、二子玉川といった駅周辺には、個性的で魅力のある店舗が集まっていることから、近隣の居住者だけでなく、区内外問わず多くの方に利用されています。

(3) 社会・生活

第二次世界大戦とその戦後復興の後、高度経済成長を経て、バブル崩壊と社会情勢の変化が起きました。特に2000年から現在に至るまでの20年間に限定しても、リーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症拡大など国内外を問わず様々な出来事が起こりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の生活や価値観そのものに大きく影響をもたらしています。在宅勤務やオンライン会議が日常的に取り入れられ、外出自粛によりインターネットショッピングや食品のテイクアウト、デリバリーの利用拡大など消費行動の変化はさらに加速し、企業はこれまでのビジネスモデルの転換を迫られています。

こうした社会、生活を取り巻く環境の変化、日常生活の激変は、人々の生活の営みに付随する廃棄物の発生量に大きな影響を与えるものとなっています。

また、2018年に区が実施した「子どもの生活実態調査^{※1}」において、小中学生の1割超が生活困難^{※2}を抱えていることが明らかになりました。同調査では、食生活についても集計しており、困窮層の世帯ほど朝食を摂らないこと、給食以外で野菜を摂らないことなど「食」に格差があることについても判明しました。

2. 世田谷区の清掃事業の現状

区は、清掃事業として、日々ごみの収集を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、資源を回収することにより、資源の保全、最終処分場の延命、温室効果ガスの削減等に努めています。また、清掃・リサイクル条例及び一般廃棄物処理基本計画の基本理念の中で、ごみそのものを減らす取組みにより、環境に配慮した持続可能な社会への転換をめざすことを掲げています。

廃棄物は簡単に言うと家庭や事業所から排出されるごみや粗大ごみ、不要なものの総称となります。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、区市町村が総括的責任を有する一般廃棄物はさらに家庭から出る家庭廃棄物と事業所から廃棄される事業系一般廃棄物に分けられます。

※1子どもの生活実態調査：区内の小学校5年生、中学校2年生のすべての子ども本人とその保護者を対象に実施。(調査対象数13,446世帯)

※2生活困難：①低所得②家計の圧迫③子どもの体験や所有物の欠如の3要素から生活困難度を算出し、分析している。

(1) 家庭廃棄物

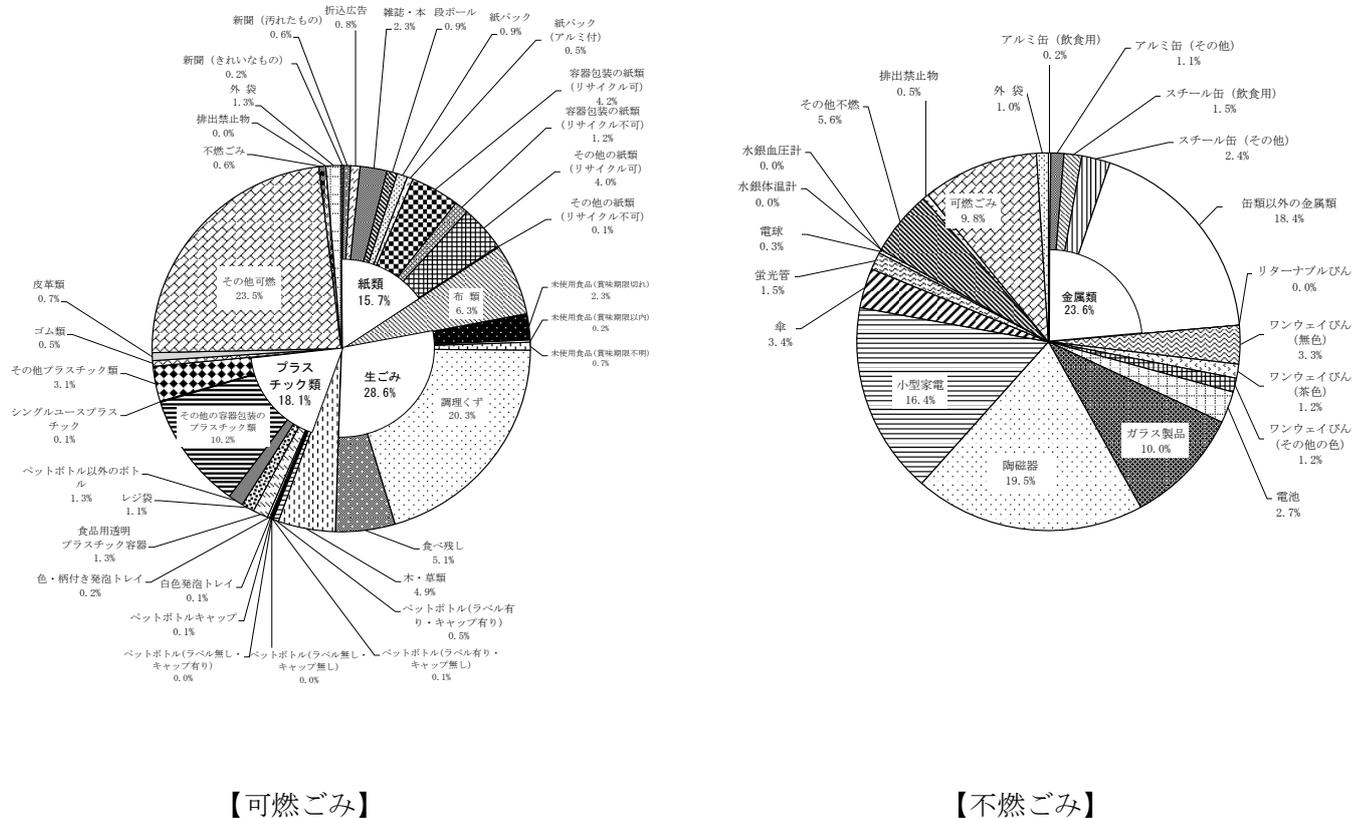
世田谷区における家庭廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとして計画的に収集・運搬しています。可燃ごみについては、2000年の清掃事業移管からほぼ一貫して減少してきましたが(図10)、2019年は台風第19号の災害廃棄物などの影響により増加に転じ、2020年度も新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や巣ごもり消費等の影響から一時期大きく増加しました。

家庭ごみに関しては、区内の家庭から排出されたごみにおける種類別の割合を調査するため、「組成分析調査」を毎年実施しています。2019年度の調査結果によると、可燃ごみの約30%が生ごみと推計しており、「未使用食品」や「食べ残し」などの食品ロスは、この生ごみに含まれています。2019年度に区内の家庭から排出された可燃ごみは、約162,000トンとなり、生ごみはそのうち28.6%(約48,000トン)と最も割合が高く、その他プラスチック類が18.1%(約30,000トン)、紙類が15.7%(約27,500トン)と続きます(残りの約37%は草木や分類できない可燃ごみ)。

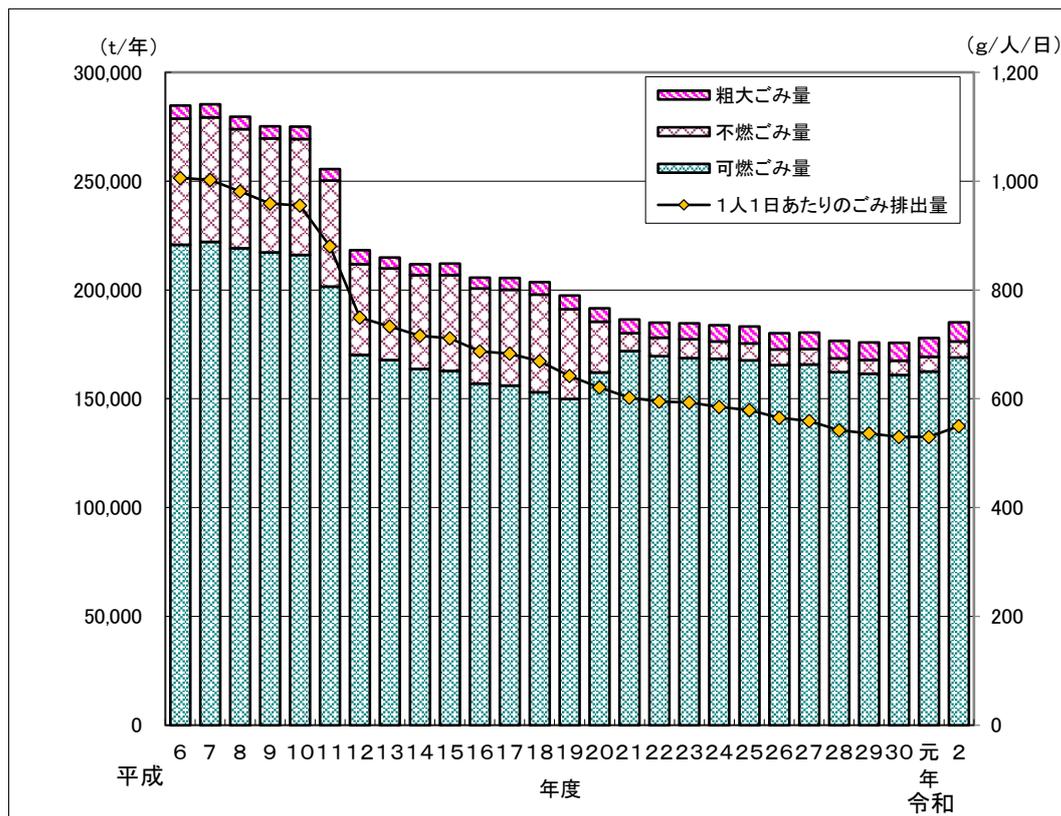
不燃ごみについては、2008年10月の分別区分の変更(プラスチック類がそれまでの不燃ごみ区分から可燃ごみ区分となった)により、翌年には収集量が半減しました。その後は微増の年もありますが、全体的には減少傾向となっています(図1)。

粗大ごみは、2002年ごろまでは減少傾向でしたが、以降は増加に転じ、その状況は現在も続いています。

【図9】家庭ごみ組成分析調査(2019年度)



【図 10】 世田谷区ごみ収集量の推移

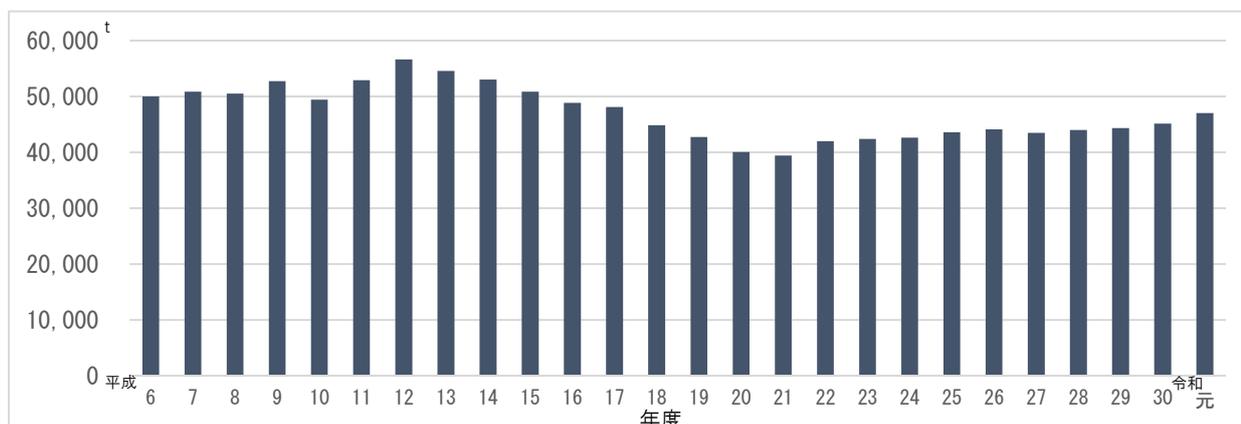


(2) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出する廃棄物については、事業者がその責任のもと処理をしなければならないことが法律^{※1}で定められています。処理方法としては、民間の一般廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者に委託する方法(許可業者は基本的に清掃工場へ持ち込む)や、自らが清掃工場へ持ち込む方法(これらを「持ち込みごみ」という。)、また、少量であればごみ処理券を購入して区の収集に出す方法などがあります。

持ち込みごみ量は、2010年以降増加傾向にあり、2019年度実績が約46,000トンでした。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少する見込みですが、今回の減少は家庭系一般廃棄物の増加とトレードオフの関係にあると考えられることから、今後の状況について注視していく必要があります。

【図 11】 持ち込みごみ量の推移

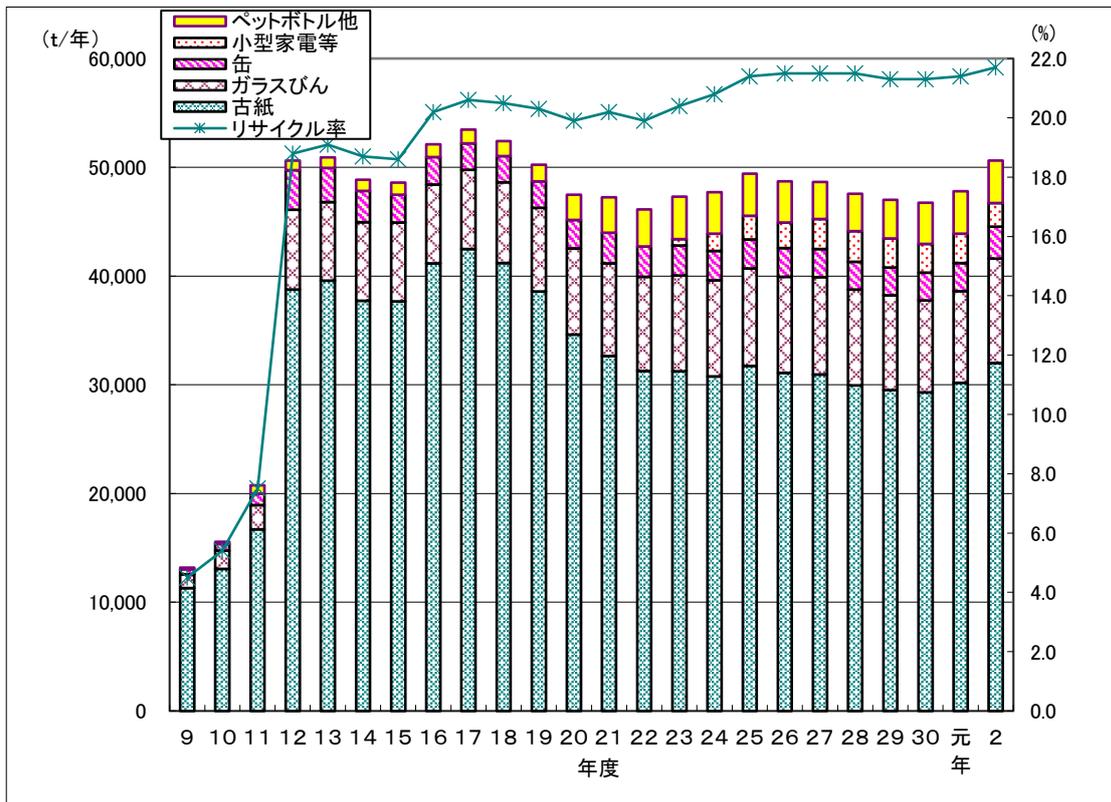


※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 資源回収量

区では、古紙(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、ガラスびん、缶(アルミ缶・スチール缶)、ペットボトルを資源として回収しています。資源に関しては、2000年の東京都からの清掃事業移管に伴い、区内全域でゴミ集積所での分別回収が始まりました。2000年度の初年度から回収量は50,000トンとなり、現在にいたるまで年間47,000トン前後で推移しています。

【図 12】 資源回収量の推移



3. 区の廃棄物の現状と課題

区内におけるごみの収集量は、人口が増加する中、減少傾向にありました。それは、この30年の間に大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの脱却が一定程度進み、人々の意識やライフスタイルが変化してきたことによると思われます。

世田谷区一般廃棄物処理基本計画(2015年から10年間の計画)では、2024年の区民1人1日あたりのごみ排出量482gの達成を目的としています。そのためには、人口推計等も加味すると、総量として、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを合計したごみ収集量を171,668トンに抑えなくてはならず、2019年度実績である177,947トンから3.5%(6,279t)の減量を行う必要があります。今後は事業者も含め、区民一人ひとりが、これまで以上に発生抑制・再利用の2Rを中心としたごみ減量に取り組む必要があります。なかでも、家庭廃棄物の約30%を占める生ごみ(食品廃棄物)の削減については、大きな課題です。